

# 夢をかなえる企業応援補助金

中小企業の皆様の創業や新たな産業・雇用の創出を支援します！

## 【店舗取得、増改築】

○補助率：取得費・増改築費の3%以内

○補助限度額：新築、建売・増改築 500万円 (千円未満切捨て)  
中古・増改築 300万円 (千円未満切捨て)

## 【店舗賃借料】

○補助率：1/2以内

○補助限度額：月額10万円 (千円未満切捨て)

○補助期間：2年間

## ◆補助対象者

- 妙高市内で中小企業を営むかた（法人、個人事業主ともに可）
- 妙高市内で創業するかた（法人の設立、個人事業主ともに可）
- ※個人事業主は住所地も妙高市内のかた ※政治や宗教等、一部の業種を除きます
- 新井商工会議所、妙高市商工会（以下「商工会議所等」）いずれかの会員であるかた（または速やかに会員となるかた）
- 市税を滞納していないかた
- 取得または賃借する店舗等の所有者及び所有者の2親等以内の親族の場合、自ら経営に参画する企業等からの取得または賃借の場合は、対象になりません
- 3年以上営業を継続することを条件に交付します

## ◆補助対象経費

### <店舗取得、増改築>

	新築物件 ※土地含む	建売物件 ※土地含む	中古物件 ※土地含む
補助率	取得費の3%以内	取得費及び増改築費の3%以内	
限度額	500万円		300万円
雇用加算	新規雇用（妙高市民）1人につき10万円を加算（最大10人）		

### <店舗賃借料>

補助期間	2年間
補助率（限度額）	1/2以内（10万円/月）

- ※他の補助金等を利用する経費は補助対象外となります
- ※店舗等併用住宅の場合、店舗取得・増改築の補助対象経費は見積書により、店舗等賃借料の補助対象経費は面積按分により、補助額を算出します
- ※補助金の利用は、補助対象経費ごとに、1つの店舗につき1回に限ります

※詳しくは「妙高市夢をかなえる企業応援補助金交付要綱」をご確認ください。

**【受付期間】** 令和 6 年 4 月 1 日 (月) から  
予算額に達するまで

※受付順に審査を行い、交付の可否をお知らせします。

※予算額に達した時点で受付を終了する予定です。

※店舗取得・増改築の場合、工事完了後、令和7年3月末までに実績  
報告書を提出することが必要です。十分ご注意ください。

**【受付時間】** 平日 9 時～17 時 (12 時～13 時を除く)  
※郵送による提出も可能

**【受付場所】** 妙高市役所 2階 観光商工課

**【手続きの流れ】**

- 1 補助金交付申請書を提出する  
※新築または増改築は着工まで、建売・中古または賃借は契約後1年以内  
※店舗取得、増改築における土地は、契約後1年以上経過した場合は対象外  
■補助金交付申請書（別記様式第1号）※商工会議所等から会員の証明を受けてください（商工会議所等の証明記入欄）  
■事業計画書（別記様式第2号） ■収支予算書（別記様式第3号）  
■工事請負契約書の写し（新築、増改築）  
■売買契約書の写し（建売・中古、土地取得）  
■案内図・平面図（増改築の場合は工事箇所・面積が分かるもの）  
■見積書（新築・建売、増改築） ■賃貸借契約書の写し（賃借）  
■現況写真 ■常用労働者名簿（該当する場合）
- 2 市から補助金交付決定が通知される
- 3 補助事業に着手
- 4 補助事業完了後、実績報告書を提出する  
※営業開始から1月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日まで  
■補助金実績報告書（別記様式第7号）  
■領収書の写し ■登記事項証明書（取得・増改築）  
■着前・完成写真 ■他補助金の決定通知書の写し（該当する場合）  
■建築基準法等の許可証または届出書の写し（必要な場合）  
■新規常用労働者の雇用保険加入証の写し（該当する場合）
- 5 市から補助金額の確定が通知される
- 6 補助金の請求書を提出する
- 7 市から補助金が振り込まれる

**【お問合せ・申請書提出先】**

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ

電話 0255-74-0019 FAX 0255-73-8206

ホームページURL：<https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

E-mail アドレス：[kankoshoko@city.myoko.niigata.jp](mailto:kankoshoko@city.myoko.niigata.jp)